

横浜市立みなと赤十字病院 輸血拒否に関する方針

当院では「相対的無輸血^{※1}」を基本方針としております。そのため、以下のとおり対応いたします。

1. 当院では、原則として「絶対的無輸血^{※2}」による治療は合意しておりません。
2. 患者様が信仰上の理由等により無輸血による治療を希望する場合は、患者様の意思を尊重し、可能な限り無輸血による治療に努めております。
3. ただし、予期せぬ出血などにより救命上輸血以外に治療法がなく、かつ、輸血の有効性が高いと医師が判断した場合は、輸血に同意いただけない場合であっても、輸血を行うことがあります。
4. また、緊急時は輸血の同意が得られていなくても、救命を優先して輸血を行うことがあります。
5. 一連の治療において、輸血の必要性が高いにもかかわらず無輸血による治療を希望される場合に、使用する可能性のあるすべての製剤の使用に同意いただけない場合は、当院での治療は困難となる可能性があります。そのような際には、治療開始前に無輸血治療が可能な病院への転院をおすすめしております。
6. 患者様の輸血治療に関する意思が変わった場合（輸血同意や絶対的無輸血への変更など）は、速やかに担当医に申し出てください。意思が変わった場合は、同意内容をいつでも変更できます。
7. この方針は輸血治療のみに対する方針のため、患者様の治療全般を否定するものではありません。輸血を伴わない治療については、医師にご相談ください。
8. この方針は年齢に関係なくすべての患者様に適応となります。

※1 「相対的無輸血」とは

可能な限り無輸血による治療に努めるが、救命上輸血以外に治療法がなく、かつ、輸血の有効性が高い場合は、患者様が輸血を拒否していても輸血を行う方針。

※2 「絶対的無輸血」とは

いかなる状況においても、患者様の意思を尊重し輸血を行わない方針。

※3 「輸血」には、赤血球、凍結血漿、血小板、自己血、アルブミン製剤、免疫グロブリン製剤、凝固因子製剤、その他の特定生物由来製剤を含みます。

●未成年者に対する輸血方針について

当院では、未成年の患者様に対する輸血については、「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」を基に当院の輸血方針をふまえて輸血療法を行います。

患者様が18歳未満、または医療に関する判断能力がないと判断される場合

1) 当事者が15歳以上で医療に関する判断能力がある場合

- ① 親権者は輸血を拒否するが、当事者が輸血を希望する場合
→ 必要性がある場合は輸血を行います。
- ② 親権者は輸血を希望するが、当事者が輸血を拒否する場合
→ 必要性がある場合は輸血を行います。
- ③ 親権者・当事者の両者が輸血を拒否する場合
→ 相対的無輸血に同意の場合は、必要時は輸血を行います。
相対的無輸血に不同意の場合は、転院をおすすめしております。

2) 親権者が拒否するが、当事者が15歳未満、または医療に関する判断能力がない場合

- ① 親権者の双方が拒否する場合
医療側は、親権者の理解を得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行います。最終的に輸血が必要になれば、輸血を行います。
- ② 親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合
親権者の双方の同意を得るよう努力しますが、緊急を要する場合などには、輸血を希望する親権者の同意に基づいて輸血を行います。